

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第125号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年5月11日 06時55分ごろ	
発生場所	大阪湾 平磯灯標から真方位141° 3.5海里付近 (概位 北緯34° 34.7′ 東経135° 06.7′)	
事故等調査の経過	平成21年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 シー サファイヤ SEA SAPPHIRE (パナマ共和国)、7,657トン 9115030 (IMO 番号)、IRVINGTON NAVIGATION, INC. B 漁船 えびす 戎丸 4.9トン HG3-37342 (漁船登録番号)、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、MASTER (パナマ共和国の資格) B 船長、一級小型船舶操縦士免許・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷船首部に擦過傷 B 漁ろうマスト曲損	
事故等の経過	A船は、船長ほか19人が乗り組み、東播磨港を発し、阪神港神戸区に向け東進中、B船は、船長が1人で乗り組み、小型機船底びき網漁を操業し、北西進中、平成21年5月11日06時55分ごろ、明石海峡航路東方灯浮標付近において、A船の左舷船首部とB船の船尾部とが衝突した。	
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南、風力 2、視界 不良（視程50～100m） 海象：うねり なし、波 ほとんどなし 瀬戸内海には、海上濃霧警報が発表されていた。	
その他の事項	A船及びB船の船体等に不具合はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本事故時、事故発生場所付近は、海上衝突予防法に規定する視界制限状態であったものと考えられる。 両船は、視界制限状態における船舶の航法で要求される停止するなどの措置をとらなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、視界制限状態にある大阪湾北部において、A船が東進中、B船が小型機船底びき網の漁ろうに従事中、両船ともに、視界制限状態における船舶の航法で要求される停止するなどの適切な措置をとらなかったため、衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	